***【感染症に関するFAQ】***

1. [**マスクに関すること**](#No1)
2. [**手洗い/手指消毒に関すること**](#No2)
3. [**予防行動に関すること**](#No3)
4. [**換気に関すること**](#No4)
5. [**健康観察に関すること**](#No5)
6. **[症状への対応、出社の判断等について](#No6)**

**7．**[**環境消毒について**](#No7)

**８．[感染疑い発生時の対応について](#No8)**

**９. [濃厚接触者の定義について](#No9)**

**10.** [**感染確定時の対応について**](#No10)

**11.** [**ホームページ閲覧について**](#No11)

**12．**[**感染症に関する検査（PCR検査、抗原検査、抗体検査）について**](#No12)

--------------------------------------------------------------------------------------------------------

1. **マスクに関すること**

--------------------------------------------------------------------------------------------------------

**Ｑ１．マスクの着用は、必須ですか**

A．新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」において、「外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用」することが推奨されています。

このことから、①人との距離が取れない時(目安：2ｍ)　②公共交通機関・社内バスを利用する時　③大勢の人の中を移動する時　④人と話をする時は、マスクの着用を必須としています。

なお、工場などの作業場面での着用は、職場管理者の指示に従ってください。

**Ｑ２．人との距離が２ｍ取れたら、マスクを外していいですか**

Ａ．換気を適切に行っている室内や屋外で、人と人との距離が十分にある（目安：２ｍ以上）場合では、マスクの着用は必ずしも必要ではありません。

特に、気温と湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高まることから、「屋外」で「人との距離が確保できる（目安:2ｍ以上）」場合にはマスクをはずすようにしましょう。

**Q３．通勤で公共機関を利用しています。会社からマスクの支給はありますか**

Ａ．マスクは自己調達を基本としています。ただし、忘れや紛失などにより手持ちのマスクがない、汚れなどにより交換が必要になった際の使用を想定し、各部門にマスクを配布しています。職場管理者の方にご相談ください。

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**２．手洗い/手指消毒に関すること**

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**Ｑ１．手洗いとアルコールによる手指消毒の違いはなんですか**

A．手洗いは、手についた細菌やウイルスなどを流水で洗い流します。

アルコールによる手指消毒は、ウイルスを失活させる働きがあります。

感染予防のためには、「適切なタイミングで、石けん・流水による丁寧な手洗い」で十分で効果が得られますが、手洗い場が近くになく、石けん・流水による手洗いができない場合は、適宜、アルコールによる手指消毒を活用しましょう。

**Ｑ２．アルコール手指消毒薬を資材調達で申請したところ「社内健康xxxセンターに問い合わせるように」と却下されました。どうしたらいいですか**

Ａ．アルコール手指消毒薬は、社内健康xxxセンターで一括購入・管理し、各部門に配布をしております。

部門での資材調達・スポット購買等による発注はしないでください。

**Q３．台所用漂白剤をうすめた液を手指などの消毒に使ってもいいですか**

A．台所用漂白剤の希釈液は、あくまでも物の表面の消毒に使用するもので、手指は対象ではありません。

希釈液であっても、手荒れなど皮膚を傷める危険性があります。安全のため手指へのご使用はおやめください。

**Q４．「次亜塩素酸水」は手指や職場消毒に使ってもいいですか**

A．社内での使用は推奨しておりません。社内健康xxxセンターより配布しているものをご使用ください。

＊職場の環境消毒で使用頂いている「次亜塩素酸ナトリウム」(塩素系漂白剤）と「次亜塩素酸水」は異なります。

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**３．予防行動に関すること**

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**Ｑ１．口・鼻・目の粘膜から接触感染すると聞きました。**

**口と鼻はマスクでおおうことができますが、目からの感染リスクはどの位あるのでしょうか。**

**リスクがある場合、どのような対策があるのでしょうか。**

Ａ．ウイルスの感染は気道からが中心で、目の粘膜からの感染リスクは低いとみられていますが、感染リスクをより低くするために、手洗いをしていない手で鼻や口、眼を触ることは避けましょう。

また、多くの感染症のウイルスは排泄物に排出されます。トイレ使用後は蓋を閉めてから水を流すなど配慮しましょう。嘔吐物などの処理を行う場合は、眼鏡・マスクで保護し、次亜塩素酸ナトリウム（台所漂白剤等）で消毒を行いましょう。

**Q２．新型コロナウイルス感染症の予防にうがいも効果がありますか**

Ａ．うがいは、日本の習慣で医学的な根拠は低く、必ずしも予防効果があるとは言えません。

感染予防の基本は「手洗い」です。こまめに手洗いをしましょう。

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**４．換気に関すること**

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**Ｑ１．コロナウイルスは空気感染ではないと言われていますが、定期的に部屋の換気をおこなう必要がありますか**

A．国内の感染状況を見ても、空気感染は起きていないと考えられるものの、密閉空間において、近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがあります。

換気の悪い密閉空間においては、室内に入る人数を少なくする、近距離で会話は避けるとともに、二方向の窓又はドアを開放し、30分に一回以上、数分間程度の換気が推奨されています。

**Ｑ２．社内の事務所での換気はどの程度必要ですか**

A．社内の各事務所に設置している換気設備を活用すれば、厚生労働省が定める1人当たり毎時30m3以上の換気を確保出来ます。さらに、出社率50％の状況下においては、それ以上が確保できており、窓・扉の開放による換気の必要はありません。

**Ｑ３．ドアノブへの接触機会を減らす目的で、フロア入口の扉を開放しています。**

**社内の複合事務所ですが、空調や換気に影響がありますか**

A．廊下やエレベーターホールなど、外気に面していない側の扉開放による換気の効果はありません。

廊下やエレベーターホールとも換気と空調をしていますので、大きなデメリットにはなりませんが、風量が事務所より少ないため、事務所から廊下やエレベーターホールに冷気が流れていくことになります。

なお、扉を開放した方が、ドアノブを触る機会が減り、接触感染を防ぐという面ではメリットかもしれません。

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**５．健康観察に関すること**

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**Ｑ１．健康観察票の記入は必須ですか**

A．日々の健康状態や行動を記録に残すことは、万一感染が疑われた場合に、濃厚接触者を特定するうえで必要不可欠な情報となります。必要時、速やかな記録の提出を求めていますので、その際、提出が滞ることのないようにしておいてください。

**Ｑ２．健康観察票を自宅のパソコンに転送してもよいですか**

A.　転送可能です。

------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**６．症状への対応、出社の判断等について**

------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**Ｑ１．「常駐勤務されている社外の方」の日々の健康管理と受診時の対応、報告等はどうしたらいいですか**

A．社員と同様に「全従業員の対応　及び　職場の対応フロー」に沿って対応してください。

併せて、派遣社員の方の場合は、派遣会社への報告も必要です。

**Ｑ２．重症化するリスクのある基礎疾患の該当範囲は、社内健康xxxセンターに相談したらよいですか**

A．基礎疾患の内容についての判断は、社内健康xxxセンターでは行っておりません。

基礎疾患に伴う勤務措置等についてのご相談は、人事の担当グループにお問い合わせください。

**Ｑ３．職場メンバーが発熱で休み続けています。社内健康xxxセンターへの報告は必要ですか**

Ａ．新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる（帰国者・接触者相談センターへの相談目安に該当する）場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談の後、以下の内容について社内健康xxxセンターに報告をお願いします。

①対象者氏名②社員番号③所属④職場建屋⑤最終出勤日⑥指示内容

体調、対応に不安がある場合は、社内健康xxxセンターにご相談ください。

**Ｑ４．発熱はなかったものの、咳・鼻水がひどく自宅療養していました。**

**現在、咳が少し残っています。出社してもよいですか。また、出社時に注意する事がありますか**

Ａ．出社再開時期については、受診した主治医に確認してください。

また、自宅療養のみで受診されていない場合は、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

出社される場合は、毎日出社前に必ず体温測定をし、発熱がないことを確認してください。

また、出社時にはマスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底して行いましょう。

出社後に少しでも不調を感じたら、マスクを着用し、速やかに退社をしてください。

**Ｑ５．自分の職場で咳をするメンバーがいて、気になります。出社してもいいのでしょうか**

A．体調がすぐれないメンバーがいれば、かかりつけ医等に相談するようアドバイスしましょう。

軽度の症状が持続していてもかかりつけ医等が出社を許可する状況であれば、それを止めるものではありません。

**Ｑ６．家族が37.5度の発熱があります。自分は熱も風邪症状もなく、体調は良好です。出勤してもいいですか**

A．ご自身に発熱や風邪症状がなければ、出勤を止めるものではありません。

引き続き出社前に体温測定、健康観察を行っていただき、もし発熱や風邪症状等があれば出社を控えましょう。

**Ｑ７．会社の付属病院で新型コロナウイルス感染症に関する検査が受けることができますか**

Ａ.同病院では新型コロナウイルス感染症の検査はできません。

Ａ.体調が十分に回復すれば、在宅での勤務は可能です。

**Ｑ８．昨日風邪症状あり休みましたが回復したので在宅勤務は実施していいですか？**

※出社の場合の目安は、症状 が消失して 48時間以降（ 症状が消失した日を 0 日として、 3 日目からの出社）です

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**７．環境消毒について**

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**Ｑ１．環境の消毒に使用するため次亜塩素酸ナトリウムを希釈しますが、作り置きが可能ですか**

A．次亜塩素酸ナトリウムは光で分解しやすいので、必要時に必要量作るのが最善です。

特に希釈した液は効果が持続しないだけでなく、保存した容器の材質によっては、容器が腐食してモレなどを起こす恐れもあります。もし、作り置きするのであれば、少なくとも光を通さない容器に入れ、直射日光が当たらない場所で保管し、24時間以内で使い切るようにしましょう。

**Ｑ２．職場消毒用の次亜塩素酸ナトリウムの希釈液をスプレーボトルに入れて使ってもいいですか**

A．ウイルスが舞い上がる可能性がある為、スプレーで噴霧・散布はしないでください。

**Ｑ３．職場消毒時に用いる物品がなくなりそうです。どうすれば購入できますか**

A．消毒用の物品が追加で必要となられた場合は、感染症対応ポータルの消毒物品請求メールより、必要事項を記載の上、ご依頼ください。物品が整いましたらご連絡いたしますので、社内健康xxxセンターに受取りにきてください。

**Ｑ４．職場の消毒ルールはどのように決めればいいですか**

**また、外部業者の方が掃除をしてくださっていますが、消毒もされているのでしょうか**

A．場所の利用状況によって、消毒の頻度やタイミングは異なります。職場の共用場所の利用状況を鑑み、頻度やルールは各職場でご検討ください。なお、[職場消毒点検チェックシート](http://www.health.mazda.co.jp/pub/hpc/10_infection/form/checksheet.xlsx)を用意しておりますので、活用してください。

また、外部業者による対応は清掃となっており、消毒は実施されていません。

**Q５．職場の消毒に使用したキッチンペーパーやゴム手袋は可燃ゴミで廃棄してよいでしょうか**

A．消毒用に使用した手袋、紙類は可燃性廃棄物として処分してください。廃プラスチックとしての処分はおやめください。

**Q６．消毒に使用した消毒液は、洗面台に捨ててもいいですか**

A．排水溝の洗浄、除菌にも使用するものですので、問題ありません。

洗面所のレバーなどにかけて消毒いただくことも有効です。

**Q7．職場に塩素アレルギーのメンバーがいます。台所用漂白剤で消毒ができず、困っています。どうしたらよいですか**

A．数量は限られますが、99.5%のエタノールを社内健康xxxセンターで備蓄をしております。濃度が高いため、エタノール　を水道水で希釈していただいた上で、活用いただくことができますので社内健康xxxセンターにご連絡ください。

A．消毒液に直接手で触れると手荒れを起こすことがあります。

**Q８．消毒後に乾拭きは必要ですか？**

消毒後の乾拭きは、素手で消毒液に直接触れる事を防ぐ（水分を拭きとる）ことが目的です。

拭き方を工夫（量の調整：濡らしすぎない）することや人が触れる頻度の少ない時間に消毒をする、濡れている間に触らないように協力いただくこと等で、乾拭きは不要（皆様の手間も減る）になると考えます。

A．0.1％の次亜塩素酸ナトリウムを使用した場合、表面消毒後1分以内にウイルスは不活性化されると報告されています。現在、社内では0.02％～0.05％を推奨している事から、不活性化までに数分を要す可能性があります。以上の事から、金属等の腐食する可能性があるものの水拭きを10分経過後、とお願いしています。

**Q９．「金属に使用した場合には、金属面を腐食させるため、10分程度経過後、水拭き」とありますが、すぐに水拭きしたら効果が無いのでしょうか**

**Q10．職場の消毒をおこなう消毒剤で二度拭きが不要なものや、ドアの取手に貼る抗菌テープのようなものが出ています。社内で導入はできないのでしょうか。**

A．厚生労働省で新型コロナウイルスに対する有効性が認められている消毒剤は、アルコールと次亜塩素酸ナトリウムとなっています。色々な消毒効果を謳った商品が出ていますが、社内の使用にあたっては有効性が確実に確認されたものの使用をお願いしています。社内健康xxxセンターより配布している次亜塩素酸なナトリウム（ハイターなど）で対応をお願い致します。

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**８．感染疑い発生時の対応について**

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**Q１．「感染疑い職場管理者」とは具体的には誰ですか**

A．現場は「係長」、間接（事務所）は「マネージャー」を中心に対応をお願いします。

**Q２．感染症疑い者行動確認シート（職場用）に記載してある時間以外は、確認の必要はないのですか**

A．可能な範囲での確認にご協力ください。

社内での行動歴を優先的に確認してください。加えて、既に記入を開始している「健康観察票」で、プライベートの行動歴が確認可能であれば追加情報として付記してください。

保健所により、①感染者本人への行動歴のヒアリング、②マツダからの情報提供『感染疑い者行動歴確認シート』を参考に、濃厚接触者の特定が行われます。

**Q３．行動歴の確認は発症の前日からでいいのですか**

A．濃厚接触者の定義変更（4月20日付）に伴い、行動歴の確認の期間は、感染症を疑う症状（発熱及び咳・呼吸困難などの呼吸器症状）を呈した2日前から隔離開始までの間としてください。

A．感染疑い者の執務エリアの半径２ｍ及び普段消毒を実施している共用部分としてください。ただし、感染症を疑う症状（発熱及び咳・呼吸困難などの呼吸器症状）を呈した2日前から隔離開始までの間の行動歴確認により、別の職場に長時間滞在した場所があれば、そのエリアの消毒を実施してください。

**Q４．感染疑い時の消毒エリアはどう考えればいいですか**

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**９．濃厚接触者の定義について**

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

**Q１．濃厚接触者とはどの範囲ですか**

A．国内外の新型コロナウイルス感染症に関して集積されてきた情報から、濃厚接触者の定義（4月20日付）が変更されました。変更点は、主に以下の2点です。

・患者（確定例）と接触した日の始まりを「発病した日」から「発病した日の2日前」に変更

・濃厚接触と判断する目安を「2メートル以内の接触」から「1メートル以内かつ15分以上の接触」に変更

**＜参考：濃厚接触者の定義　2020/4/20改訂版＞**

患者（確定例）の感染可能期間（発症日の2日前）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者

・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者

（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

**Q２．濃厚接触の定義が変更されましたが、「１メートル以上の距離で、15分以内の会話では感染しない」と考えて**

**よいでしょうか。**

A．感染しやすい状況については徐々にわかってきましたが、それが感染しないことを保証するものではありません。

感染リスクを下げるための効果的な手段に、マスクの着用、手指衛生（適切な手洗いや手指消毒用アルコールによる手指消毒）、3密（密集、密接、密閉）の回避があり、これらの手段を最大限に執ることにより、感染リスクを可能な限り低減することが重要です。

**Q３．同居者が保健所から濃厚接触者と言われ、自宅待機を指示されました。自分は出社してもいいですか？**

A．現時点、ご本人が濃厚接触者でないため、保健所の指示がなければ、出社を止めるものではありません。

　　　出社時には、必ずマスクを着用し、感染予防に努めてください。

また、日々の健康観察を注意深くおこない、健康観察票を記録しておきましょう。

少しでも不調を感じたら、出社を控えてください。（勤務中であれば、速やかに退社してください）

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**１0．感染疑い及び確定時の対応について**

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**Q１．感染疑い発生後から、感染の確定時の職場の消毒作業はどのように実施しますか**

A．職場メンバーで、職場消毒セットを用い、感染疑い者の執務エリア２ｍ範囲と共用部分等の消毒をお願いします。

**Q２．濃厚接触者の定義変更に伴い、職場消毒も2日前時点に遡って行う必要がありますか**

A．新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の環境における残存時間は、プラスチックやステンレスの表面では72時間であるとの研究論文を基に、発症した日からの時間経過を踏まえて環境消毒を検討します。

例えば、患者（確定例）の最後の使用から3日間より長く経過した部屋であれば、理論的には通常の清掃と換気をよくする程度で良いと思われます。患者（確定例）の最後の使用から3日感を経過していない部屋であれば、その部屋は消毒の対象とします。ただし、環境そのものから感染が成立したと考えられる例は決して多くはありませんので、過度に神経質になる必要はありません。（国立感染症研究所感染症疫学センターのQ＆Aより抜粋）

**Q３．感染事実や今後の対応については、誰がどのように説明しますか**

A．個人情報に配慮して、職場管理者が職場メンバーに感染の事実を伝え、今後の勤務や環境消毒の予定等を説明してください。

**Q４．感染者発生時、職場メンバーが着用するマスクが手元にない場合はどうすればいいですか**

A．部門ごとに配布した「職場管理用マスク」を使用してください。マスクが足りない場合は、社内健康xxxセンターにご連絡ください。

**Q５．寮生が自宅待機となった時にどうすればいいですか**

Ａ．借り上げ寮の空き室を利用することや実家帰省等で対応するよう検討しています。

また、症状がない濃厚接触者については、周囲との接触を少なくし、寮の自室で健康観察を続けていただくことも可能と考えています。

**Q６．お取引先様への情報展開は誰が行うのですか**

A．各職場からの連絡は不要です。社内健康xxxセンター経由で情報を展開し、構内関係会社および購買部門がお取引先との窓口対応をおこないます。

**Q７．社内で感染したら労災となりますか**

A．業務に起因して感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

※[労災保険給付対象について](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00018.html#Q5-1)（厚生労働省Q&Aより抜粋）

A． 感染拡大防止に必要と判断した情報は、公開してまいります。

**Q８．感染者の情報をもう少し詳しく公表してもらえませんか。感染のリスクがないか心配です。**

個人への配慮のもと、必要以上の情報は公開しておりませんので、ご理解下さい。

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**~~１１．ホームページ閲覧について~~**

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**~~Q１．感染症対応ポータルにアクセスできない人がいます。何か手続きが必要ですか~~**

~~A．閲覧権限については健康推進センターで制限はかけておらず、所属部署からの「社外協力者等のアクセス申請」により権限が異なっているようです。基づき職場のOFS担当の方に申請状況を確認してください。~~

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**12．感染症に関する検査（PCR検査、抗原検査、抗体検査）について**

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**Q１．PCR検査、抗原検査、抗体検査は、何を調べる検査ですか**

A．PCR検査と抗原検査は、どちらも「今感染しているかどうか」を知るためのの検査です。

抗体検査は、「過去に感染していたかどうか」を知るための検査です。

**Q２．県から抗体検査の案内がありました。**

**抗体検査を受けることや検査結果を会社に報告する必要がありますか**

A．「抗体検査」については、会社への報告の必要はありません。

　　会社へ報告が必要なのは、「PCR検査」または「抗原検査」です。

「PCR検査」または「抗原検査」を受けることになった場合は、速やかに管理者に報告をお願いします。